

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、パソコンを使用して建築設計図面を作成するCADオペレーターとして勤務していた。

請求人によると、難易度が高い困難な作業ばかりを担当し続け、平成〇年〇月頃に、2か月連続して1か月当たり120時間以上の時間外労働を行ったところ、全身倦怠感、集中力低下、意欲減退、悲壮感などの症状が発現した。その後も死ぬ気で仕事を続けたが、平成〇年〇月、全く働けなくなり退職した。その後も症状は治まらず、同年〇月、C医院に受診し「自律神経失調症」と診断され、平成〇年〇月、D病院に受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、精神障害の発病時期について、平成〇年〇月頃であると主張しているので、以下、検討する。

E医師は、意見書において、要旨、「請求人は、相当前から気分変調の兆しが窺えるが、就業は一つの事業場で平成〇年から平成〇年〇月まで勤務していた。それが就業不可で、平成〇年〇月に退職となり、同年〇月から精神科治療が続いている。よって、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの『F3気分（感情）障害』を発病したと考える。」と述べている。

当審査会としても、関係資料を再度精査したが、請求人の主張を裏付ける精神障害に係る受診歴などの客観的資料が見当たらないことから、請求人の発病に至る経緯に照らすと、E医師の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

また、請求人の評価期間における時間外労働時間数は、1か月当たり最大で

2 2 時間であり、恒常的長時間労働は認められず、その他「強」と評価できる強い心理的負荷を伴う業務による出来事は認められない。

(4) 請求人は平成〇年〇月頃に2か月連続して1か月当たり120時間以上の時間外労働を行ったと主張しているが、当該出来事が仮に事実であったとしても、発病の4年前の出来事であり、心理的負荷の評価の対象とすることは妥当ではない。

(5) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付け診断書写を提出し、請求人の発病時期は平成〇年〇月頃と主張するが、当該推定発病時期の判断を裏付けるものとして同診断書上請求人の主張以外の客観的資料が確認できないことから、上記の当審査会の発病時期の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。